

ケアハウス 菜の花

重要事項説明書

あなたに対するケアハウス施設サービス提供開始にあたり、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に基づき、当施設があなたに説明すべき事項は次の通りです。

1 設置・経営主体

法人名	社会福祉法人 函館元町会
法人所在地	函館市時任町1番2号
代表者名	理事長 高橋 肇
電話番号	0138-78-1230

2 ご利用施設

施設の名称	ケアハウス 菜の花
施設の目的	老人福祉法の理念に基づき、高齢者に対し適切なサービスを提供することを目的とします。
施設の名称所在地	函館市宝来町14番26号
電話番号	0138-23-7226
施設長名	可香 洋平
施設の運営方針	入居者の人格を尊重し、「明るく」「楽しい」家庭的な雰囲気の中で自立・自助意識を醸成させていきます。
開設年月日	平成13年5月1日
入所定員	30人

3 職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	備考
施設長	介護福祉士・社会福祉主事	1名		事務職員と兼務
生活相談員	公認心理師・社会福祉士 介護支援専門員・介護福祉士	1名		
介護職員		1名		
管理栄養士	管理栄養士		1名	
看護師	看護師		1名	
事務職員		1名		施設長と兼務

4 職員の勤務体制

月曜日～金曜日 日勤 8:45～17:00 ・ 遅番 9:45～18:00 土曜日 8:45～12:15
日曜日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日） 休み

看護師 月曜日・金曜日（平日に限る/祝日の際は指定日に振替）週2回
9:00～12:00 または 14:00～17:00 月24時間以内

管理栄養士 10:00～13:00 または 14:00～17:00の変則勤務 月6回

5 サービスの内容

種類	内容
相談及び援助	ご入居者および家族からの相談について、誠意をもって応じ可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
食事の提供	栄養士の献立による栄養バランス及び高齢者の健康を考慮した食事を3食提供します。
緊急時の対応	身体の状態の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、日常は常勤職員が、夜間・休日等は常駐警備員及び緊急時対応職員が適切な対応を行います。
入浴	毎日10:00～21:00の間で定められた時間に入浴できます。

介護保険サービスの利用	日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は介護保険のサービス等の利用ができます。
保 健 衛 生	ご入居者の健康の保持・疾病予防のため定期的に健康診断を行います。
自主活動への協力	施設での生活が健康で明るいものとなるよう必要に応じ、ご入居者が自主的に趣味・教養娯楽・交流行事を行う場合には、必要に応じ協力します。

6 利用料等

- 毎月の入居費用は、事務費・管理費・生活費の合計です。
- ① 事務費は国からの通知により各自の前年の収入により異なります。
※入居契約書第8条関係（別紙1の2）の通り
- 注1 収入とは、前年の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税（住民税・源泉所得税等。但し固定資産税は除く）その他社会保険料、介護保険料医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。
- 注2 本人からの事務費徴収額（月額）は、入居契約書第8条関係（別紙1の2）より求めた額とする。
- 注3 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については、上記表の額から30%減額を本人からの事務費徴収額（月額）とする。この場合100円未満の端数は切捨てとする。
- ② 11月～3月までは、暖房費として月額9,220円加算されます。
- ③ 居室で使用する水道料（1ヶ月）1,000円（税込み）
※ 夫婦部屋の場合は、一人1,000円（税込み）
- ③ 居室で使用する電気料（1ヶ月）個別メーターの使用量で算出
- ④ 居室に備え付けの電話料（1ヶ月）【基本料金（800円）+通話料】（税別）

7 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人 高橋病院
所 在 地	函館市時任町1番2号
電 話 番 号	0138-78-1230

8 非常災害対策

防 火 設 備	施設には、火災・地震・風水害等非常災害に備えて、消火栓等の消火設備・非常放送設備・非常階段等の避難設備を備え、飲料水や非常食を備蓄しています。
避 難 訓 練	年2回以上、夜間及び昼間の火災、地震等を想定した避難訓練を、入居者様も参加して実施します。
防 火 管 理 者	可 香 洋 平

9 事故発生時の対応

ご入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合、ご家族（身元引受人）、ご入居者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、速やかに必要な措置を講じます。

10 身体抑制等の対応

ケアハウス菜の花は、原則としてご入居者にたいして身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、ご入居者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる時は、ご入居者にたいして説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。

その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び状況等についての記録を行います。
また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

緊急やむを得ない場合の例外三原則

要件	内容
切迫性	入居者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

11 外出・外泊について

外出（1時間程度は除く）また外泊される場合は、その都度届出票に外出・外泊先、要件、施設へ帰着する予定日時及び食事の有無をお届け下さい。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

① ご入居者及びご家族に関する秘密の保護について

ケアハウス菜の花の職員は、サービスを提供する上で知り得たご入居者及びご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に洩らしません。
秘密保持については、契約終了後においても継続します。

② 個人情報の保護について

サービスの提供にあたり、ご入居者及びご家族に関する事項について緊急な医療上などの必要がある場合や、介護サービス担当者会議等において必要な場合には、関係者に情報を提供できるものとしご入居者及びご家族に関する情報が含まれる記録については、十分な注意をもって管理し、処分について第三者への漏洩を防止するものとします。

13 地域への取り組みについて

ケアハウス菜の花では地域の方々の健康や介護について、社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、管理栄養士が無料で相談に応じます。

14 苦情対応について

苦情対応	苦情に対しては、相手の訴えをよく聞き内容の把握に努めるとともに、関係職員からも事情の確認をします。その処理にあたっては、速やかに誠意をもって対応します。 処理結果は記録し再発防止のため職員に周知徹底します。
------	--

15 苦情相談機関

苦情相談窓口	担当者：生活相談員 吉田 絵梨花	
社会福祉法人函館元町	福澤 高廣	電話 0138-23-7226
会苦情処理第三者委員	辻 喜久子	電話 0138-56-6623

16 預かり金について

- ケアハウス菜の花では、入居者様からの金銭、貴重品等の預かりは一切行っておりません。金銭、貴重品等の管理につきましてはご本人、ご家族等をお願い致します。

17 お車を所有している場合の駐車場について

- お車を所有されている入居者様の駐車につきましては、他所での駐車場確保をお願い致します。

18 退居について

- 退居を希望される場合は、所定の「退居届」を提出して下さい。
- 入居の要件や利用料の認定に関して虚偽の届出をおこなった場合、他の入居者への迷惑行為があった場合等は、退居していただくことがあります。
- 入居者間での金銭の貸し借りは禁止致します。
- 退居時の居室原状回復は、各入居者様にお願いいたします。
- 退居時の入居費用精算方法は日割で返金いたします。
なお、事務費は原則返金できません。

精算の詳細については以下の通り

- ①管理費（家賃）30,000円/月額
・ (30,000円÷退居月の総数×退居日の翌日から退居月末の残日数分)
 - ②生活費（食費・共益費）46,940円/月額
・ 【(46,940円－退居の前月～退居日の食費返金分)÷退居月の総数×退居日の翌日から退居月末の残日数分】
 - ③食費返金分（返金期日までの申請式）
・ (1食200円×回数分)
 - ④暖房費（11月～翌3月まで）9,220円/月額
・ (9,220円÷退居月の総数×退居日の翌日から退居月末の残日数分)
- ※小数点以下は切り上げとする。

例) 12月10日が退居日の場合（11月1日～12月10日、食費返金 計20回 4,000円）

- ①管理費【30,000円÷31日×21日】=20,323円の返金
- ②生活費【(46,940円－4,000円)÷31日×21日】=29,089円の返金
- ③食費返金分【200円×20回（9月1日～10月10日の間 計20回の場合）】=4,000円の返金
- ④暖房費（9,220円÷31日×21日）=6,246円の返金（※11月～3月分まで）

返金額【内訳 ①+②+③（④は対象期間に応じて返金致します。）】

20,323+29,089+4,000+6,246 = 59,658円となります。

令和 年 月 日

ケアハウス菜の花入居にあたり、利用者及び家族（身元引受人）に対して重要事項を本書面に基づいて説明しました。

事業者

所在地 函館市宝来町14番26号

事業者名 ケアハウス菜の花

説明者

氏名

印